

精神保健福祉のてびき

＜共に生きる社会をめざして＞



令和7年（2025年）1月

吹 田 市

も く じ

1	精神障がい者保健福祉手帳について・・・・・・・・・・	1
2	相談機関・・・・・・・・・・	2～5
3	医療・・・・・・・・・・	5～7
4	給付・助成・・・・・・・・・・	7～8
5	ホームヘルパーや通所等の福祉サービスの利用・・・・・・・・	8
6	年金・手当・貸付など・・・・・・・・・・	9～11
7	減免・割引など・・・・・・・・・・	12～16
8	その他の福祉サービス・・・・・・・・・・	17～18
9	ひきこもりや就労、働くことについての相談・・・・・・・・	19～21
10	権利擁護に関する相談・・・・・・・・・・	21～23
11	子どもや女性についての相談・・・・・・・・・・	24～25
12	通所施設や家族会など・・・・・・・・・・	26～27

～ご利用にあたって～ ☆☆必ずお読みください☆☆

この精神保健福祉のてびきは、吹田市にお住まいの精神障がいの方やご家族の方に、様々な相談や制度の情報をお伝えするため、令和7年1月1日現在の情報をもとに作成しています。その後、制度等が変わる場合があります。また、内容の一部について簡潔に表現しているところがありますので、詳しくは、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

制度のご利用にあたっては、皆様の病状や生活の状況に合わせてご利用できるよう、事前にかかりつけの精神科医師やそれぞれの窓口にご相談ください。

対象制度の見方（例）

1	2	3
---	---	---

・・・1級、2級、3級の方

1	2
---	---

・・・・・・・・1級、2級の方

1

・・・・・・・・1級の方

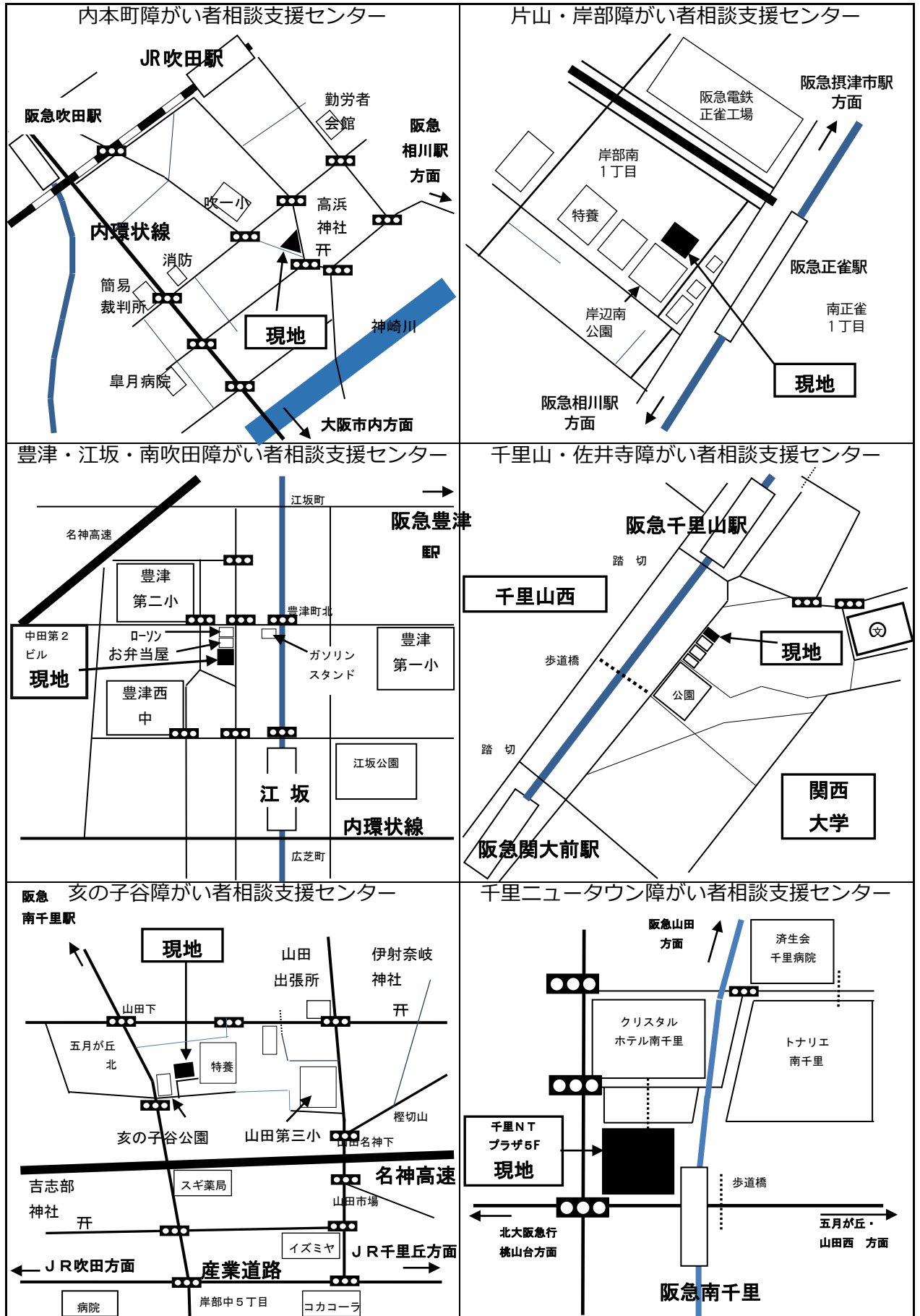
1 精神障がい者保健福祉手帳について

項 目	内 容
(1) 精神障がい者保健福祉手帳とは？	精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に交付されます。
(2) 手帳の対象となる方は？	精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。
(3) 障がい等級の種類は？	障がいの程度の重い方から順に、1級・2級・3級の等級があります。
(4) 手帳の有効期限	手帳の有効期限は2年です。更新される場合は、更新手続きが必要となります。有効期限の <u>3か月前</u> から手続きが可能です。
(5) 申請に必要なもの	(1) 所定の申請書 (2) 次のどちらか一方 ア 医師の診断書(所定の様式で初診日から6か月以上経過したもの) イ 障害基礎年金証書の写し(支給事由が精神障がいのもの。直近の年金振込通知書の写し又は年金支払通知書の写しも可)、及び同意書(社会保険事務所又は共済組合等への照会用) (3) 写真(たて4cm×よこ3cm) 1枚 【※帽子着用、サングラスは不可】 (4) 更新手続きの場合は、現在お持ちの手帳 (5) マイナンバーカード又は個人番号通知書及び本人確認書類 ※所定の申請書・診断書・同意書は、申請窓口でお渡しします。 ※申請から交付まで、約3か月かかります。
1 2 3	
(6) 申請窓口	○障がい福祉室(116番窓口) ○内本町障がい者相談支援センター ○亥の子谷障がい者相談支援センター ○千里ニュータウン障がい者相談支援センター ○片山・岸部障がい者相談支援センター ○千里山・佐井寺障がい者相談支援センター ○豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センター ※連絡先や所在地は、P2～3を参照してください。
1 2 3	

2 相談機関

相談機関	内 容	問合せ先
(1) 障がい福祉室 【基幹】115番窓口 【給付】116番窓口 123	【基幹】福祉サービス（ヘルパー・通所）、社会復帰、日常生活上の相談、情報提供など 【給付】各種申請書受付、自立支援医療（精神通院）、その他	泉町1-3-40 吹田市役所内 電話 6384-1348（基幹担当） 電話 6384-1347（給付担当） FAX 6385-1031（共通）
(2) 障がい者相談支援センター 123	○福祉サービス、社会復帰、日常生活上の相談、情報提供など ○各種申請書受付（手帳（新規・更新）、自立支援医療（精神通院）、NHK減免、福祉タクシー運賃助成、日常生活用具など	
○内本町障がい者相談支援センター（内本町2-2-12 内本町コミュニティセンター内） 電話 6319-9832 FAX 6319-9833 ＜担当地域＞目俣町、元町、南清和園町、南高浜町、芝田町、平松町、吹東町、寿町、昭和町、南正雀、川園町、幸町、朝日町、高城町、高浜町、中の島町、西御旅町、内本町、末広町、清和園町、東御旅町、日の出町、川岸町		
○片山・岸部障がい者相談支援センター（岸部南1-4-8 岸部市民センター1F） 電話 6310-1672 FAX 6310-1673 ＜担当地域＞片山町、出口町、山手町、上山手町、原町、天道町、朝日が丘町、藤が丘町、岸部北、岸部南、岸部中、岸部新町、芝田町		
○豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センター（豊津町2-1 第2中田ビル1F） 電話 6386-3700 FAX 6386-3701 ＜担当地域＞泉町、西の庄町、穂波町、南吹田、金田町、南金田、垂水町、豊津町、芳野町、広芝町、江の木町、江坂町1～4丁目		
○千里山・佐井寺障がい者相談支援センター（千里山東2-20-4） 電話 6170-1785 FAX 6170-1786 ＜担当地域＞千里山西、千里山竹園、千里山高塚、千里山月が丘、千里山松が丘、千里山霧が丘、千里山星が丘、千里山虹が丘、千里山東、佐井寺、佐井寺南が丘、竹谷町、春日、円山町、江坂町5丁目		
○亥の子谷障がい者相談支援センター（山田西1-26-20 亥の子谷コミュニティセンター内） 電話 6170-5136 FAX 6170-3939 ＜担当地域＞青葉丘、樫切山、五月が丘、清水、尺谷、新芦屋、千里丘、長野、山田市場、山田北、山田西、山田東、山田南		
○千里ニュータウン障がい者相談支援センター（津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ5F） 電話 6873-8850 FAX 6873-8860 ＜担当地域＞青山台、藤白台、上山田、千里万博公園、山田丘、津雲台、高野台、古江台、竹見台、佐竹台、桃山台		
(3) 吹田市保健所 「こころの健康相談」 123	○統合失調症、気分障がい（うつ病など）、認知症、アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル依存症などのこころの病気についての医療相談＜要予約＞。	出口町19-3 電話 6339-2227 FAX 6339-2058

障がい者相談支援センター 所在地略図



相談機関	内 容	問合せ先
(4) 吹田市社会福祉協議会 1 2 3	○「地域福祉を推進する団体」として、同じ地域に住む住民が助け合い、支え合うために活動している地区福祉委員会やボランティアの活動を応援 ○コミュニティソーシャルワーカーによる様々な困りごとの相談	出口町19-2 総合福祉会館内 電話 6339-1205 FAX 6170-5800
(5) 大阪府こころの健康総合センター 1 2 3	○こころの電話相談 電話 6607-8814（直通） 月・火・木・金 （祝日・年末年始除く） 午前9時30分～午後5時 ○わかぼちダイヤル （40歳未満の方のための専用電話相談） 電話 6607-8814（直通） 水曜日（祝日・年末年始除く） 午前9時30分～午後5時 ○依存症専門相談（予約制） 電話 6691-2818（直通） 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 午前9時～午後5時45分 第2・第4土曜日 午前9時～午後5時30分 アルコール・薬物・ギャンブル等、依存症全般を対象とした依存症相談を行っています。	大阪市住吉区万代東3-1-46 電話 6691-2811（代表） ホームページ 「こころのオアシス」 http://kokoro-osaka.jp/
(6) 大阪府高次脳機能障がい相談支援センター 1 2 3	○高次脳機能障がいのある方や家族、関係機関からの相談 ○高次脳機能障がいに関する普及啓発 ○関係機関職員に対する助言、情報提供、研修	大阪市住吉区大領3-2-36 大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課 電話 6692-5262 FAX 6692-5340
(7) 大阪府発達障がい者支援センター アクトおおさか 1 2 3	○発達障がい（疑い）のある方や家族、関係機関からの相談 ○関係機関職員に対する助言、情報提供、研修 ○発達障がいに関する普及啓発 ※診断、検査、直接的な療育、就職のあっせんは行っていません。	大阪市中央区内本町1-2-13 谷四ばんらいビル10階A 電話 6966-1313 FAX 6966-1531 ホームページ http://www.suginokokai.com/facilities/act.html

相談機関	内 容	問合せ先
(8) おおさか精神科 救急ダイヤル 1 2 3	○かかりつけの医療機関が診療を行っていない夜間・休日において、精神疾患を有する方やその家族などから、こころの病気の救急時にお電話いただければ、必要に応じて精神科救急医療機関の利用についてご案内します。	電話 0570-01-5000 (ナビダイヤル) ※一部のIP電話などからは接続できません。
(9) 自殺予防のための相談など 1 2 3	○こころの健康相談統一ダイヤル 電話 0570-064-556 (月～金曜日 午前9時30分～午後5時) ○関西いのちの電話 電話 6309-1121 (24時間年中無休) ○自殺予防いのちの電話 電話 0120-738-556 (毎月10日 午前8時～翌日午前8時) ○大阪自殺防止センター 電話 6260-4343 (金曜日午後1時～日曜日午後10時) ○こころの救急箱 電話 6942-9090 (月曜日午後7時～翌午前3時、木・土曜日午後7時～午後10時)	

3 医 療

制 度	内 容	窓 口
(1) 自立支援医療 (精神通院) 1 2 3	○うつ、統合失調症等の精神疾患があり、継続して服薬治療等が必要と医師が認めた場合に、指定医療機関での通院による治療費の一部を公費負担する制度です。 (所得制限あり) ※有効期間は1年。申請には医師の所定の診断書等が必要です。受給者証は大阪府から医療機関に直接送付されます。申請から3か月程度かかります。	○障がい福祉室 (116番窓口) 電話 6384-1347 FAX 6385-1031 ○障がい者相談支援センター ○かかりつけの精神科・心療内科
(2) デイケア 1 2 3	○精神科の通院医療の一つで、ミーティングやプログラム(手芸・料理等)を通して生活リズムを改善し、人とのつきあい方を学び、病気の再発を防ぎます。	主治医にご相談ください。
(3) 訪問看護制度 1 2 3	○主治医の指示のもとに看護師等が訪問し、病状の観察及び援助、療養生活上のアドバイス、服薬の管理、社会資源の活用についての助言等を行います。	主治医又は最寄りの訪問看護ステーションにご相談ください。

制 度	内 容	窓 口
(4) 重度障がい者 医療費助成 1	○「重度障がい者医療証」を交付します。医療機関等への提示により、保険診療の自己負担分が下記の上限額までになります。（所得制限等あり） ○一部自己負担額について ア 1医療機関・調剤薬局・訪問看護あたり 1日の負担上限額 500円 イ 1か月あたりの負担上限額 3,000円 ※3,000円を超えた場合、自動償還制度あり。 ※府外診療分は別に申請が必要。 <対象者> 以下のいずれかを所持する方。 ・精神障がい者保健福祉手帳1級 ・身体障がい者手帳1、2級又は療育手帳A ・身体障がい者手帳3～6級と療育手帳B1の両方 ・特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患受給者証所持者で、障がい年金1級又は特別児童扶養手当1級該当者	○障がい福祉室 （116番窓口） 電話 6384-1347 FAX 6385-1031
(5) 障がい者歯科 健康診査 1 2 3	○年度内に1回無料で、吹田市内の協力歯科医院において、歯と歯ぐき等の健康診査や歯面清掃（歯こうの一部除去）を受けることができます。受診方法については、成人保健課又は協力歯科医院へお問い合わせください。 <対象者> 15歳以上で障がい者作業所や施設に通っておらず、下記のいずれかに該当する方 ・精神障がい者保健福祉手帳1～3級 ・身体障がい者手帳1～4級 ・療育手帳又は判定書を所持している方	○成人保健課 電話 6339-1212 FAX 6339-7075
(6) 後期高齢者医療 制度の被保険者の 認定 1 2	○65歳～74歳で以下のいずれかに該当する方は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することができます。 ○医療費の自己負担額や保険料が変わります。 <対象者> ・国民年金法等障がい年金1、2級 ・精神障がい者保健福祉手帳1、2級 ・身体障がい者手帳1～3級及び4級の一部 ・療育手帳A	○国民健康保険課 （111番窓口） 電話 050-1807-2183 FAX 6368-7347

制 度	内 容	窓 口
(7) 国民健康保険・ 後期高齢者医療 の高額療養費支 給制度 1 2 3	○医療機関に支払った一部負担金が一定額（自己負担限度額）を超えた場合、超過額が高額療養費として支給されます。 ○入院又は外来で高額な支払いがある場合、事前に国民健康保険課で、「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。詳細は、国民健康保険課へお問い合わせください。	○国民健康保険課 （111番窓口） 電話 050-1807-2183 FAX 6368-7347

4 給付・助成

制 度	内 容	窓 口
(1) 重度身体障がい者 （児）等日常生活 用具給付事業 1 2	○在宅で精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちで、日常生活に支障がある方。 ○原則1割負担。上限4,000円。生活保護世帯又は非課税世帯の場合は自己負担免除。 ○火災警報器・自動消火器については、65歳未満の障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属していること。 ・頭部保護帽 限度額 15,656円 ・火災警報器 限度額 15,500円 ・自動消火器 限度額 28,700円 ※事前申請が必要です。すでに購入されたものは対象外となります。 申請に必要なもの 申請書、用具の見積書、精神障がい者保健福祉手帳、（所得証明書）	○障がい福祉室 （116番窓口） 電話 6384-1347 FAX 6385-1031 ○障がい者相談支援センター
(2) 福祉タクシー運賃 の助成 1 ※2、3級の方は、65歳以上で要介護1～5かつ非課税世帯であれば、高齢福祉室のタクシークーポン事業が対象になる場合があります。	○吹田市と契約しているタクシー会社の利用料金の初乗運賃相当額を助成（上限600円）。 ○在宅で精神障がい者保健福祉手帳1級の方。 ○世帯の最多所得者の前年（1月～6月までの間に申請される場合は前々年）所得の額が500万円未満。 ○住民票と居所が吹田市にある方。 ○年間最大60枚を交付（1乗車2枚まで利用可）。 ※同一年度内の再交付不可。 ※タクシーに乗車の際は、手帳の提示が必要です。 ※新規又は継続申請中の方は、手帳が交付されるまで申請できません。 申請に必要なもの 申請書、精神障がい者保健福祉手帳（世帯全員の所得証明書又は同意書）	○障がい福祉室 （116番窓口） 電話 6384-1347 FAX 6385-1031 ○障がい者相談支援センター （※申請のみ可） ○高齢福祉室 （118番窓口） 電話 6384-1341 FAX 6368-7348

制 度	内 容	窓 口
(3) タクシー運賃割引 1 2 3	○一部のタクシー会社では、乗車時に手帳を提示することにより、乗車運賃の1割引を受けることができます。	各タクシー会社
(4) 家具等転倒防止器具設置助成 ・重度障がい者のみの世帯 ・重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成する世帯 1 ※2、3級の方は、高齢福祉室で対象になる場合があります。	○震災時のタンスや食器棚等、家具の転倒による人的被害を軽減するため、家具転倒防止器具を自力で取付けできない高齢者・障がい者に、設置費用（取付料）を助成します。 ○在宅で精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する方。 ○市が指定した業者が取付けを行います。 ○助成額は次のとおり。 ・設置費用を上限5,000円まで助成。 ・生活保護受給世帯は、指定業者の器具代も助成します。（上限5,000円） ※世帯の構成者の年齢等で窓口が変わります。 申請に必要なもの 申請書、承諾書、見積書、家主承諾書、認め印、（非課税証明書）	○障がい福祉室 ○障がい者相談支援センター ○高齢福祉室（118番窓口） ・65歳以上の高齢者のみで構成され、介護保険で要支援・要介護と認定された高齢者を含む世帯 電話 6384-1360 FAX 6368-7348

5 ホームヘルパーや通所等の福祉サービスの利用

制 度	内 容	窓 口
(1) 障がい福祉サービスの利用についての相談 1 2 3	○ホームヘルパーやグループホームへの入所、就労継続支援（A型・B型）など通所施設の利用に向けて相談等を行います。 ※介護保険制度の要介護・要支援と認定された方は、介護保険のサービスが優先されます。	○障がい福祉室（115番窓口） 電話 6384-1348 ○障がい者相談支援センター
(2) 介護保険制度の申請 1 2 3	○65歳以上（第1号被保険者）又は40歳～64歳の医療保険加入者で16種類の特定疾病のいずれかに該当（第2号被保険者）し、日常生活において支援が必要な方。 ○介護度に応じて、ホームヘルパーやデイサービス、ショートステイ等のサービスを利用できます。	○高齢福祉室（119番窓口） 電話 6384-1343 ○各包括支援センター

6 年金、手当、貸付など

制 度	内 容	窓 口
(1) 障がい基礎年金 123	○国民年金加入中又は20歳前もしくは60歳以上65歳未満に初診日がある病気やけがで、国民年金法で定められた障がい等級1級又は2級の状態になった場合に支給されます。 ○初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料未納期間がないこと、加入期間の3分の2以上の保険料納付済・免除期間があること等の要件があります。 • 年金額 1級 1,020,000円（S31.4.2以後生まれ） 1,017,125円（S31.4.1以前生まれ） 2級 816,000円（S31.4.2以後生まれ） 813,700円（S31.4.1以前生まれ） • 子の加算 障がい基礎年金の受給者により生計を維持されている18歳未満の子（18歳到達後の最初の3月31日までの子）、又は20歳未満で障がい等級1級・2級の子がいる場合、第1子及び第2子に各234,800円、第3子以降に各78,300円の加算があります。 • 支給月 偶数月 • 必要書類 診断書、病歴・就労状況等申立書、裁定請求書、戸籍謄本（加算対象者あり）、預金通帳等、認め印など。なお、医療機関の状況等により別途書類が必要となる場合があります。	○市民課（国民年金担当） （233番窓口） 電話 050-1807-2219 ※障がい厚生年金は日本年金機構（年金事務所）、又は共済組合へお問い合わせください。
(2) 特別児童扶養手当 20歳未満 123	○法に定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している方。 ○所定の診断書により判定される障がいの程度（1級又は2級）に応じ支給されます。（所得制限あり） • 法別表1級該当 月額55,350円 • 法別表2級該当 月額36,860円 ※児童が施設に入所している場合や、公的年金等を受給している場合は支給されません。	○障がい福祉室（116番窓口） 電話 6384-1347

制 度	内 容	窓 口
(3) 障がい児福祉手当 20歳未満 1 2 3	○20歳未満の在宅生活者で、療育手帳Aの一部か判定書の最重度の方、もしくは身体機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状等（精神障がいとの重複を含む）により所定の診断書の判定で上記と同程度以上の方。（所得制限あり） ・手当額 月額15,690円 ・支給月 2月、5月、8月、11月 ・施設に入所している場合は支給されません。	○障がい福祉室 （116番窓口） 電話 6384-1347
(4) 特別障がい者手当 20 歳以上 1 2 3	○20歳以上の在宅生活者で身体障がい、知的障がい又は精神障がい等心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。（所得制限あり） ・手当額 月額28,840円 ・支給月 2月、5月、8月、11月 ・施設入所や3か月以上病院等（老健施設含む）に入院等している場合は支給されません。	○障がい福祉室 （116番窓口） 電話 6384-1347
(5) 障がい者(児)扶養 共済制度 1 2 3	○障がい者(児)の保護者（加入者）が掛金を納めることにより、加入者が死亡又は心身に著しい障がいを有することになった場合、障がい者(児)に対し終身にわたり年金が支給される任意加入制度。 <加入条件> ・府内在住者で障がい者(児)を扶養 ・4月1日現在で65歳未満 ・特別な病気や障がいがない ○障がい者(児)の障がい程度が基準に該当するか、所定の診断書で判定されます。 ○所得に応じて掛金の減額・免除があります。	○障がい福祉室 （116番窓口） 電話 6384-1347
(6) 児童扶養手当 1 2 3	○父(母)のいない児童の母(父)、父(母)が重度の障がいがある児童の母(父)、又は母(父)に代わってその児童を養育している方。（所得制限あり） ※児童が施設に入所している場合等、受給できない場合があります。	○子育て給付課 （218番窓口） 電話 6384-1470

制 度	内 容	窓 口
(7) 生活保護 1 2 3	○病気・事故・失業その他の理由で生活に困っている人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、国が最低限度の生活を保障し自立を助ける制度で、支給される保護費は世帯の状況によって異なります。	○生活福祉室 (321番窓口) 電話 6384-1335 FAX 6368-7348
(8) 生活保護受給者の 障害者加算 1 2	○障がい年金を受給している方で、手帳（1級・2級で交付日又は更新日が初診日から1年6か月を経過しているもの）により、加算が受けられる場合があります。	
(9) 緊急援護資金 1 2 3	○生活保護世帯に準ずる世帯（最低生活費の1.3倍以内）で、臨時的な支出や一時的な収入の減少等により日常生活が困難な場合、生活資金を貸し付けます。 ○1世帯10万円まで（入院費用の場合は20万円まで）。 ○返済は借り入れの2か月後から。10万円の場合、25回（20万円の場合は40回）以内の月賦元金均等償還（無利子）。収入及び居住地要件を満たす連帯保証人が必要です。	○生活福祉室 (321番窓口) 電話 6384-1335 FAX 6368-7348
(10) 大阪府生活福祉 資金 1 2 3	○低所得者、高齢者、障がい者等の世帯に、低利（連帯保証人ありの場合は無利子）で必要な資金を貸し付ける制度です。貸付の種類によって民生委員の意見書が必要です。	吹田市社会福祉 協議会 電話 6339-1205

7 減免、割引など

制 度	内 容		
(1) 税制上の控除等 措置	障がい者手帳の等級に応じて所得税などの税制上の優遇措置を受けることができます。		
種 類	内 容	問合せ先	
所得税の障がい者控除 1 2 3	- 本人が障がい者の場合、所得金額から以下の額を控除する。 1級 40万円 / 2・3級 27万円 - 被扶養者が障がい者の場合、所得金額から以下の額を控除する。 1級 75万円 / 2・3級 27万円	吹田税務署 電話 6330-3911	
住民税の障がい者控除等 1 2 3	- 本人又は扶養者の所得金額から以下の額を控除する。(※認定の度合いによる) 1級 30万円 / 2・3級 26万円 - 同居の1級の者の配偶者控除、同一生計配偶者、扶養控除の加算 23万円	○市民税課 (202番窓口) 電話 6384-1248	
利子等の非課税 1 2 3	- 元本が350万円までの預貯金の利息が非課税となる。(マル優) - 額面が350万円までの公債の利子が非課税となる。(特別マル優) ※手帳の等級による差異はありません。	金融機関又は税務署	
相続税の障がい者控除 1 2 3	法定相続人である障がい者の相続税額から以下により算出した額を控除する。 特別障がい者…85歳までの年数×20万円 特別障がい者以外… // ×10万円	吹田税務署 電話 6330-3911 ※特別障がい者 …1級相当 ※特別障がい者以外 …2・3級相当	
贈与税の非課税 1 2 3	生活費、医療費としてその運用益を提供する信託契約(特定障がい者扶養信託契約)に基づき、個人から贈与された信託金銭等が以下の額まで非課税となる。 特別障がい者……6,000万円 特別障がい者以外…3,000万円		

種 類	内 容	問合せ先
自動車に係る税の減免	・ 自立支援医療（精神通院）の支給認定を受けている方の通院等に係る自動車・軽自動車・原付自転車・バイク等について減免します。 （※複数所有の場合は1台のみ）	
	○自動車税種別割の減免 三島府税事務所	電話 072-627-1121
	○登録時の自動車税の種別割・環境性能割の減免 大阪自動車税事務所 寝屋川分室	電話 072-823-1801
	○軽自動車税種別割（※バイク等も対象） 吹田市役所 市民税課（203番窓口）	電話 050-1721-4360

1

(2) 交通運賃の割引	旅客鉄道・バス・航空・船舶を利用されるときに割引を受けられます。 （※一部割引を導入していない鉄道事業者等もあります。） 手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃割引欄に記載している種別（第1種・第2種）により、割引内容が異なります。また、鉄道事業者等によって対象者や割引内容が異なることがあります。			
	第1種 1級の方			
	第2種 2、3級の方			
	◎鉄道 ＜各鉄道の利用方法＞			
	乗 車 の 形 態	割 引 の 対 象 者	割 引 の 内 容	割 引 率
	障がい者本人が単独で乗車する場合	第1種及び第2種の身体障がい者及び知的障がい者	普通乗車券（片道100kmを超える利用の場合のみ）	5割
	介護者とともに乗車する場合 （介護者は1名まで）	第1種障がい者及びその介護者	普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券は除きます）、定期券（本人が12歳未満の場合は、介護者のみ）	5割
		第2種障がい児（12歳未満）の介護者 ＊障がい者本人が12歳以上の場合、割引の対象にはなりません。	定期券	5割 （介護者のみ）
	券売機で割引切符（車いすマークのボタン等）又は小児用切符を購入してください。詳しくは各駅・鉄道会社にお問い合わせください。			

◎大阪メトロ

・地下鉄ニュートラム

＊障がい者本人が単独で乗車する場合の割引はありません。

＊乗車される場合は、必ず手帳を携帯してください。

＊乗車券販売窓口等において手帳の提示が必要です。

乗車の形態	割引の対象者		割引の内容
介護者とともに乗車する場合 (介護者は1名まで。ただし、車イスを使用する場合は2名まで)	第1種障がい者及びその介護者	大人	普通券、定期券、回数カード
		小児	普通券、定期券、回数カード
	12歳未満の第2種障がい児及びその介護者	小児	普通券、定期券、回数カード ＊障がい者が12歳以上は対象外

◎バス

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	障がい者	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
介護者とともに乗車する場合（介護者は1名まで）	第1種障がい者及びその介護者	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
	12歳未満の第2種障がい児の介護者 ＊介護者のみ	定期券	3割

詳しくは、利用されるバス会社にお問い合わせください。

◎航空

主要な定期航空路線の国内全線の航空運賃が割引されます。

詳しくは、利用される航空会社にお問い合わせください。

◎船舶

船舶の旅客運賃も、鉄道と同様の割引がされる場合があります。

詳しくは、利用される船舶会社にお問い合わせください。

1

2

3

(3) NHK受信料の 減免 1 2 3	全額免除 手帳をお持ちの方がいる世帯で世帯全員が非課税の場合。 (※世帯員に受信契約者がいること。) 半額免除 1級の手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者でもある場合。 ※上記該当者は、障がい福祉室又は障がい者相談支援センターで申請してください。 ※障がい福祉室で申請する場合、免除事由の証明書を右記へ提出してください。 ※障がい者相談支援センターで申請の場合は、障がい福祉室から免除事由の証明書を提出します。 申請に必要なもの 認め印、(非課税証明書)	NHK大阪放送局 開発推進部免除担当 (大阪市中心区大手前 4-1-20) 電話 6937-9000
(4) 公の施設などの 使用料等の減免 1 2 3	大阪府営又は吹田市営の公園、施設、博物館などの使用料等について、減免を受けられる場合があります。	

吹田市内の公の施設等における使用料等の減免		
	施設名・名称	問合せ先
大阪府	万博記念公園 入園料免除、駐車場使用料免除 (※手帳等所持者と付き添い者。但し、付き添い者は手帳等所持者1人につき1人まで。)	万博記念公園 コールセンター 電話 0120-197-089 又は 6877-7387
	吹田市立博物館 入館料免除 (※市内在住の手帳所持者と介助者)	電話 6338-5500
吹田市	自然体験交流センター (わくわくの郷) 使用料5割減額 (※市内在住の手帳所持者。介助者は免除。)	電話 6872-0713 FAX6871-7747
	子育て青少年拠点夢つながり未来館 青少年活動サポートプラザ 使用料5割減額 (※市内在住の手帳所持者と介助者)	電話 6816-8552 FAX6816-8554

	吹田市立勤労者会館（温水プール） 使用料免除 （※市内在住・在勤の手帳所持者と介助者）		○地域経済振興室 （316番窓口） 電話 6384-1365
	スポーツグラウンド （桃山台・山田・南正雀・中の島）	使用料5割減額 （※市内在住・在勤・在学 の手帳所持者が対象。 1・2級の介助者は免 除。）	○文化スポーツ推進 室 （313番窓口） 電話 6384-2394 FAX6368-9908
	市民体育館 （片山・北千里・山田・南吹田・目俵）		
	武道館		
	総合運動場		
	市民プール （片山・北千里）		
制 度		内 容	窓 口
(5) NTTの電話番号 案内料金の免除 123		○手帳をお持ちの方が、事前登録をすることで 104の番号案内を無料で利用することができます。「ふれあい案内」の申し出の後、登録番 号・暗証番号をオペレータに伝えたと番号案内 が利用できます。 ※「ふれあい案内」のご利用については、NTT 西日本及びNTTの104を利用できる通信業者 の回線（携帯電話含む）から104をダイヤルし た場合が対象になります。	NTT西日本ふれあい案内 担当 電話 0120-104-174
(6) 携帯電話料金の 割引 123		○携帯電話の基本使用料などの割引を受けられ る場合があります。詳しくは、各携帯電話会社 へお問合せください。	

8 その他の福祉サービス

制 度	内 容	窓 口
(1) 駐車禁止除外指定 車標章の交付 1	○1級の手帳交付を受けている方は、本人等の申請により駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。	吹田警察署交通課 電話 6385-1234 又は 大阪府警察本部 交通規制課 電話 6943-1234
(2) 大阪府障がい者等 用駐車区画利用証 制度 1	○精神障がい者保健福祉手帳1級又は要介護1以上の認定等を受けている方。 ○公共施設や商業施設等での車いす利用者用駐車区画等の利用証の交付を受けることができます。	大阪府障がい福祉 企画課 電話 6944-2362
(3) 安心サポート収集 1	○精神障がい者保健福祉手帳1級又は要介護2以上の認定等を受けている方。 ○家庭系ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、週1回市職員が玄関先でごみを収集します。	○事業課 電話 6832-0026 FAX 6832-0092
(4) 公営住宅（府営・ 市営住宅）の募集 1 2 3	○住宅に困っている精神障がい者（児）、身体障がい者（児）、知的障がい者（児）のために公営住宅の枠を設けて募集を行っています。 ○収入、居住地等の応募要件があります。 【募集時期】 府営…総合募集 年6回（偶数月） 市営…入居者募集 年2回（原則6・12月） ※いずれも月初（土日祝の場合は翌営業日）から2週間程度です。 ※空き家の発生状況等により、募集状況が変わる場合があります。	[府営] (株)東急コミュニティー大阪府営住宅千里管理センター （豊中市新千里東町1-5-3） 電話 6155-2782 [市営] ○吹田市営住宅管理センター （317番窓口） 電話 6170-9926

制 度	内 容	窓 口
(5) 吹田市災害時 要援護者支援制度 1 その他 ・要介護3～5 ・75歳以上独居 ・75歳以上のみの世帯 ・避難時に支援を要する方	○市が対象者の名簿を作成し、該当する方に対して平常時から自身の名簿情報を地域支援組織（自治会・自主防災組織等）に提供することについての同意確認を行います。 同意された場合、平常時は避難訓練や避難支援を行う体制づくりなどに活用され、災害時は安否確認や避難誘導等の支援活動に活用されます。また、同意されない場合、平常時はどちらにも名簿を提供しませんが、災害時は警察や消防、自衛隊等の関係機関を中心に提供されます。 ※但し、同意によって災害時の避難行動の支援が必ずなされるものではなく、また、地域支援組織は法的な責任や義務を負うものではありません。	○福祉総務室 （320番窓口） 電話 6384-1363
(6) 図書館の郵送貸出 1	○図書館への来館が困難な方に、図書館の図書・雑誌を郵送で貸出しています。ご利用には登録が必要です。 ・貸出冊数 15冊まで （大きさに制限があります。） ・貸出期間 30日間 ・利用料 無料 <対象者> ①精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ②要介護4～5の方 ③身体障がい者手帳又は療育手帳を所持するの方のうち、特定の障がい又は等級がある方 ④戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、特別項症～第3項症に認定されている方	千里山・佐井寺 図書館 電話 6192-0516
(7) 徘徊高齢者SOS ネットワーク事業 1 2 3	○認知症高齢者等が徘徊行動により行方不明になった場合、高齢者と関わりのある地域の様々な業種の事業者の方々に、日常業務において可能な範囲で捜索にご協力いただき、徘徊高齢者等の迅速な安全確保とその家族の精神的負担の軽減につなげます。	○高齢福祉室 （118番窓口） 電話 6384-1341

9 ひきこもりや就労、働くことについての相談

相談機関	内 容	問合せ先
(1) JOBナビすいた	○吹田市に在住・在勤・在学の方を対象に、就職活動を円滑に進められるよう、就労相談及び情報提供から市内を中心とした求人企業との職業紹介までのサービスをワンストップで提供する就労支援施設です。 ○就職アドバイザーによる相談、各種セミナー、ミニ企業説明会、就職に役立つ情報提供、職業紹介など全て無料で利用することができます。 (就職相談は予約制) 月～金・第1土曜日 午前11時～午後7時 (受付は午後6時45分まで、職業紹介受付は午後6時30分まで)	片山町1-1 メロード吹田一番館2階 電話 6310-5866 FAX6310-5867
(2) 地域就労支援センター	○働く意欲を持ちながら、様々な要因によって就労が困難となっている若年者や障がい者、ひとり親家庭の保護者等を対象に、就職活動を円滑に進めていくための課題の整理や必要な知識の習得などの相談に応じます。(無料・予約制)	吹田市地域就労支援センター (JOBナビすいた内) 電話 6310-5866 吹田市地域就労支援岸部センター (交流活動館内) 電話 6388-5791
(3) すいた障がい者就業・生活支援センター	○障がいのある方の民間企業への就職や職場定着に向けて、本人及び家族、学校、施設などの関係機関あるいは事業所に対して、相談・援助を行います。	高浜町7-7 ぷくぷくサポート office 電話 6317-3749 FAX4867-3030
(4) ハローワーク淀川 (公共職業安定所)	○就職・公共職業訓練(職業能力開発校、職業技術専門校等)のあっせん、雇用保険関係の手続き、就職面接会(不定期)などの業務を行っています。	大阪市淀川区十三本町3-4-11 電話 6302-4771 FAX6886-3868
(5) OSAKAしごとフィールド	○ キャリアカウンセラーによる障がいの特性に合わせた就職活動のアドバイスや職場体験、大阪東ハローワークコーナーにおける求人情報の提供などを行っています。	大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館2・3階 電話 4794-9198

相談機関	内 容	問合せ先
(6) 大阪障害者職業センター	○障がいのある方の雇用促進・職場定着を図るため、障がいの状況に応じた職業相談・支援及び就職後のアフターケアに至るまでの業務を総合的・専門的に行っています。	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4階 電話 6261-7005 FAX6261-7066
(7) 地域活動支援センター	○創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供すると共に、日常の困りごとや福祉サービス等の相談に応じます。 ＜Ⅰ型＞精神保健福祉士等が医療・福祉の支援を行う。 ・「りあん」 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 ＜Ⅱ型＞就労困難な障がい者に機能訓練や入浴等を行う。 ・「すももクラブ」 月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分 ・「ほほえみ」 月～金曜日 午前10時～午後3時、土曜日（月1回） ＜Ⅲ型＞就労や社会参加に向けた交流の場を提供する。 ・「赤レンガ」 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 ・「ルピア」 月～金曜日 午前9時～午後5時30分	「りあん」 内本町1-2-17 電話・FAX7182-4050 「すももクラブ」 淀川区十三東3-11-15 電話 6305-3969 「ほほえみ」 中央区玉造2-16-18 電話 6796-8306 「赤レンガ」 千里山月が丘6-8 電話 6319-9894 「ルピア」 岸部北2-30-3 電話 7503-1166
(8) 青少年相談	○ひきこもりや不登校など、様々な課題を抱え、社会とのつながりが少なくなっている青少年及びその家族の相談に応じます。電話による相談も随時受付ます。 月～土曜日 午前10時～午後8時 日・祝日 要予約 相談受付専用ダイヤル 6816-8534	吹田市子ども・若者総合相談センター ぷらっとるーむ吹田 （夢つながり未来館 青少年活動サポート プラザ2階） 電話 6816-8531 FAX6816-8532
(9) ニート・ひきこもり 就労相談	○就労や自立について悩む市民やその家族を対象に専門機関のスタッフが相談に応じます。 毎月第4火曜日（※祝日の場合は第3火曜日） 午後2時～5時 （無料・予約制、1人60分以内、定員3名）	○地域経済振興室 （316番窓口） 電話 6384-1365

相談機関	内 容	問合せ先
(10) 労働相談	○賃金や解雇、ハラスメント、労働災害、雇用保険など労働問題全般について、社会保険労務士や弁護士が相談に応じます。 毎週水曜日 午後1時～4時 (無料・要予約、1人30分以内、定員6名)	○地域経済振興室 (316番窓口) 電話 6384-1365
(11) 勤労者のための 夜間労働(法律) 相談	○勤労者を対象に労働問題をはじめとする法律相談に弁護士が応じます。 第2金曜日 午後5時30分～8時30分 (無料・要予約、1人30分以内、定員6名)	吹田市立勤労者 会館 昭和町12-1 電話 6382-9101 FAX6382-9099

10 権利擁護に関する相談

制 度	内 容	問合せ先
(1) 障がい者虐待防止に関する相談	○障がい者虐待を受けた方は届け出を、障がい者虐待と思われる場面を目撃された方は通報をお願いします。 ＜相談窓口＞ 障がい福祉室(虐待防止センター) 電話 6384-1349 FAX6385-1031 電話 6384-1231(代表)(土日祝・夜間)	○障がい福祉室 (虐待防止センター)
(2) 障がい者差別に関する相談	○障がいを理由とする差別に関する相談に応じます。 ＜相談窓口＞ 障がい福祉室(基幹相談支援センター) 電話 6384-1349 FAX6385-1031 電話 6384-1231(代表)(土日祝・夜間)	○障がい福祉室 (基幹相談支援センター)
(3) 成年後見制度に関する相談①	○認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方を法律的に保護し、支えるための制度です。 ○預貯金の管理、不動産の処分など財産に関する契約(財産管理)、福祉サービスを利用する際の契約(身上監護)などにの手續きについて援助する人を家庭裁判所が選定し、この援助者に本人が支援してもらう制度です。	※概ね65歳以上で認知症、知的障がい、精神障がいのある方の相談は、高齢福祉室又は地域包括支援センターへ。 ※上記以外は、障がい福祉室又は障がい者相談支援センターへ。

制 度	内 容	問合せ先
(8) 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	■<u>地域福祉部権利擁護推進室「あいあいねっと」</u> ○認知症や知的・精神障がい等により、判断能力が十分でない方への権利擁護の相談、福祉サービスの利用援助や金銭管理などを行い、安心して生活が送れるように支援します。 ■<u>運営適正化委員会</u> ○福祉サービスの利用者の苦情に関する相談を受付けています。	電話 6191-9500 月～金曜日 午前10時～午後4時 電話 6191-3130 FAX6191-5660 月～金曜日 午前10時～午後4時
(9) 大阪弁護士会 高齢者者・障害者総合支援センター「ひまわり」	○電話・来館・出張により、高齢者、障がい者に関する法律相談に弁護士が応じます。 ○精神科病院に入院している方で、退院したい方や処遇について不満がある方の相談も行っています。電話相談後、「ひまわり」で検討のうえ病院へ出張の可否を判断します。	電話 6364-1251 平日 午後1時～4時 (電話相談無料)
(10) 大阪司法書士会	○司法書士総合相談センター北 相続・登記・簡易裁判所訴訟代理・破産・民事再生などの相談に応じています。 ＜面談相談＞完全予約制 無料（1組40分） 月～金曜日 午後1時30分～4時30分 相談会場：大阪市北区西天満4-7-1 北ビル1号館2階202号室 ○司法書士総合相談ホットライン ＜電話相談＞予約不要 無料 相談専用電話 6941-5758 毎週水曜日 午後1時30分～4時30分 ○成年後見常設相談 成年後見制度や高齢者、障がい者の方の財産管理などの相談に応じています。 ＜電話相談＞予約不要 無料 相談専用電話 4790-5656 月～金曜日 午後1時30分～4時30分 ＜面談相談＞予約不要 無料 毎週木曜日 午後1時～4時 (※受付は午後3時30分まで) 相談会場：大阪市中央区和泉町1-1-6	面談相談の予約 電話 6943-6099 平日 午前10時～午後4時

11 子どもや女性についての相談

相談機関	内 容	問合せ先
(1) 子育て青少年拠点 夢つながり未来館 のびのび子育てプラザ 〔子育て支援コンシェルジュ事業〕	○吹田市内在住の妊娠中の方及び0歳～就学前の 子どもの保護者を対象に、子育てに対する悩み やお子さんの発達、保育園、幼稚園の入園相談 などに専任の職員がお応えします。 <相談時間> 日～土曜日 午前10時～午後6時 (※年末年始(12/29～1/3)はお休みです。)	相談専用電話 6875-0665
(2) すこやか親子室	○妊娠、出産、育児に関する相談 ○乳幼児の予防接種、健診、健康や発達等に関する相談 ○小児慢性疾病児童に関する相談など	○保健センター 出口町19-2 電話 6339-1212 FAX6339-7075 ○南千里分館 津雲台1-2-1 千里 ニュータウンプラザ4階 電話 6155-2812 FAX6831-5705
(3) 吹田市保健所	○身体障がい児などの相談に応じています。不妊治療の給付に関する相談も行っています。	出口町19-3 電話 6339-2227
(4) 子育て給付課 ひとり親家庭相談	○ひとり親家庭の母、父などを対象に生活上の悩みや自立に向けての相談、助言を行います。	電話 6384-1471 (※予約者優先)
(5) 保育幼稚園室 ＊保育所利用の相談 ＊幼稚園入園の相談	○保護者が仕事や病気、又は同居家族の介護などで保育ができないときに、保護者に代わって乳幼児を保育します。また、概ね3歳以上の障がい等のある子どもで、保育所での集団保育が適当と認められる子どもの発達支援保育制度も実施しています。 ○障がい児の就園に関する相談などに応じています。	電話 6384-1592
(6) 吹田市教育委員会 学校教育室	○障がいのある児童・生徒の就学相談をはじめ、特別支援教育に関する相談、助言等を行っています。	電話 6155-8192

相談機関	内 容	問合せ先
(7) 吹田市立教育センター 教育相談	○満3歳から18歳までの本人及び保護者に対して 不登校、情緒・行動、学習・発達などの教育上 の諸問題に関する相談を行っています。 ＜相談時間＞ 月～金曜日、第3日曜日 午前9時～午後5時 (※来所相談のみ木曜日は午後9時まで)	佐竹台1-6-3 相談ダイヤル 6170-1579 (※来所相談は事 前申込みが必要)
(8) 大阪府吹田子ども 家庭センター	○子どもと家庭に関する様々な相談（養育面や発 達、不登校、性格行動、非行、虐待など）の他、 療育手帳の判定（18歳未満）を行っています。 また、青少年相談や配偶者暴力相談支援センタ ーとしてDV相談もお受けします。 ＜相談時間＞ 月～金曜日 午前9時～午後5時45分 (※土日祝・年末年始除く)	出口町19-3 電話 6389-3526 FAX6369-1736
(9) 子どもの虐待に関す る相談	○吹田市・家庭児童相談室 専用電話 6384-1663 月～金曜日 午前9時～午後5時30分(※土日祝・年末年始除く) ○大阪府吹田子ども家庭センター 虐待通告専用電話 6389-2099 ・月～金曜日 午前9時～午後5時45分(※土日祝・年末年始除く) ・夜間休日虐待通告専用電話 072-295-8737 (平日の午後5時45分～午前9時、及び土日祝・年末年始) ○児童相談所全国共通ダイヤル ・電話 189 (いちはやく) (※一部のIP電話等からは繋がりません。通話料がかかります。) ○吹田警察署少年係 ・電話 6385-1234 (代表)	
(10) DV（配偶者等から の暴力）に関する 相談	○すいたストップDVステーション（DV相談室） ・電話 6310-7113 月～金曜日 午前9時～午後5時30分(※土日祝・年末年始除く) ○大阪府吹田子ども家庭センター（配偶者暴力相談支援センター） ・電話 6380-0049 (DV相談専用) 月～金曜日 午前9時～午後5時45分(※土日祝・年末年始除く) ○大阪府女性相談センター ・電話 6946-7890、6949-6022 午前9時～午後8時(※祝日・年末年始除く) ・電話 6946-7890 (上記以外の時間) ○吹田警察署 ・電話 6385-1234 (緊急の場合は110番)	

12 通所施設や家族会など

制 度	内 容		
(1) 日中活動の場 (障害者総合支援法の福祉サービス)	○軽作業や仲間とのミーティングなどを通して生活リズムを作り、生活訓練や就労に向けての訓練などを行います。お近くの相談窓口（障がい者相談支援センター）又は各事業所にご相談ください。		
事業所名		所在地	問合せ先
このゆびとまれ		寿町1-4-28	6317-5003
コミキャン就労総合センター		寿町1-6-7	6382-1221
ほほえみ		昭和町6-9	4860-7822
工房ヒューマン		日の出町9-3-2F	4860-9100
吹田授産場		日の出町7-15	6382-5938
あかね共同作業所		南高浜町21-17	6383-6219
第2コミュニティキャンパス		清和園町22-4	4860-1771
吹東町コミュニティキャンパス		吹東町20-2	6383-2299
ガンバコミキャン		岸部中5-5-3	6190-4462
のぞみ共同作業所		泉町5-9-3-202	6310-0345
きらめき		五月が丘南9-10-101	6385-2713
第1ヒューマン		五月が丘東2-B116・117	6875-8515
サフラン		青山台2-1-9	6873-2178
ブルーリボン		佐竹台4-11-15	6337-4433

団体名	内 容	問合せ先
(2) 精神障害者家族会 「のぞみ家族会」	○精神障がい者の家族同士が集まり、交流会や研修などを月1回程度、総合福祉会館他で開催。1人で悩まないで同じ立場で語り合うことによって、明日へのヒントにもなり、研修などを通して家族が元気になることをめざしています。	電話 6190-6694 (シード内)

団体名	内 容	問合せ先
(3) 大阪府精神障害者 家族連合会 「だいかれん」	○府内市町村にある50ほどの地域家族会の連合会。 他人には言えない悩みを家族同士で語り合い、互いに励まし合い、助け合うところです。家族からの相談や福祉講座などを行っています。 ＜ご家族の悩み電話相談室＞ 電話 6941-5881 月～金曜日 午前10時～午後3時	電話 6941-5797 FAX 6945-6135
(4) 吹田市断酒会	○断酒例会を行っています。アルコール依存症の方と家族が集まり、断酒体験を語り聴くことで同じ悩みを持つ仲間が力を合わせ、支え合い励まし合うグループです。総合福祉会館や勤労者会館、千里ニュータウンプラザ等で行っています。 ○詳しくは、ホームページをご覧ください。	電話 6339-0887 http://suitashi-danshukai.net
(5) 吹田コスモス (認知症家族)の会	○認知症の方を介護している、あるいは介護したことのある家族が入会できます。会員が集まり、日頃言えない悩みを話したり、介護についての意見交換や学習会等を行っています。	電話 6339-1205 (吹田市社会福祉協議会内)
(6) 吹田精神保健福祉 ボランティア グループ 「アムール」	○こころの病がある方への理解と支援、地域への社会参加を願って、吹田市の作業所などの施設で利用者の方との交流やイベントの手伝いなどを行っています。精神保健福祉ボランティア養成講座を行っており、ボランティアを随時募集しています。	電話 6190-6694 (シード内)
(7) NPO法人 吹田の 精神保健福祉を考 える市民の会 「こころの交差点」	○吹田市の精神保健福祉について、様々な立場を超え対等に参加し、広くこころのことを考える市民の会です。精神保健福祉に関する事や予防、色々な方が生活し易い地域づくりなど、概ね月1回定例会で話し合っています。 ○会の趣旨に賛同する方は誰でも入会できます。	電話 6190-6694 (シード内)
(8) 社会の中で共に 生きる会 あゆみ	○うつ病、不安障がい、発達障がいなどにより、生きづらさを抱えた方の居場所です。当事者が集まり、語り合うことを中心に行っています。 ○毎月第3日曜日に公民館などで開催しており、当事者が主体となって、みんなと共に生きていけるよう地域の拠点をめざしています。	電話 090-6754-6219 E-mail: dr457738@ bc4.so-net.ne.jp

このてびきは、令和7年（2025年）1月1日
現在の内容で作成しています。

<お問い合わせ>

吹田市 福祉部障がい福祉室（給付担当）

電 話 6384-1347

FAX 6385-1031

E-mail : kyufu-shogai@city.suita.osaka.jp

この冊子は1,000部作成し、1部当たりの単価は74円です。